

大阪市条例第84号

大阪市都市景観条例の一部を改正する条例

大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定地域景観づくり協定に係る区域内における建築等に関する意見の聴取） 第43条 認定地域景観づくり協定に係る区域内において、次に掲げる届出、通知又は申請（以下「届出等」という。）をしようとする者は、あらかじめ当該認定地域景観づくり協定を締結した者の代表者の意見を聴かなければならない。ただし、認定地域景観づくり協定に定めのない事項について届出等を行う場合は、この限りでない。 〔(1) 略〕 (2) 建築基準法第6条若しくは第6条の2の規定による確認の申請又は同法<u>第18条第2項若しくは第4項</u>の規定による通知 〔(3) 略〕 〔2 略〕	（認定地域景観づくり協定に係る区域内における建築等に関する意見の聴取） 第43条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 建築基準法第6条若しくは第6条の2の規定による確認の申請又は同法<u>第18条第2項</u>の規定による通知 〔(3) 同左〕 〔2 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。